

次代を担う子どもたちの健全育成に関する調査

実施概要

担当部局	実施期間	対象者数	回答者数	回答率
少子化対策課	2008年10月10日から 2008年11月04日まで	1143	825	72%

家庭及び地域における子どもと大人の絆の希薄化や、インターネット上の有害情報の氾濫、深夜営業施設の増加など、子どもを取り巻く環境を憂慮するご意見が各方面から出されています。

今回、11月の「全国青少年健全育成強調月間（主唱：内閣府等）」に合わせ、三重県にお住まいの皆さんに、次代を担う子どもたちの健全育成に関するアンケートを実施させていただきます。

アンケート結果については、現在策定を進めている次世代育成及び青少年健全育成の計画づくりに活かしていきたいと考えています。

■ Q1 近所の子どものあいさつ

あなたは、近所で子どもに会ったとき、あいさつをしますか。あてはまるものを1つ選んでください。

合計	825	
必ずする	150	18.2%
どちらかという、よくする	354	42.9%
自分からはあまりしないが、あいさつされるとする	246	29.8%
ほとんどしない	56	6.8%
その他	19	2.3%

■ Q2 近所の子どものあいさつをする効果

近所の子どものあいさつをすることは、どのような効果があると思いますか。（複数回答可）

合計	824	
子どもの安全対策に効果がある	319	38.7%
地域の大人と子どもの交流を深める効果がある	575	69.8%
あいさつの習慣化に役立つ	582	70.6%
安全対策や健全育成にあまり効果はない	16	1.9%
その他	14	1.7%

■ Q3 近所の子どものあいさつをしない理由

〔Q3は、Q1で「自分からはあまりしないが、あいさつされるとする」あるいは「ほとんどしない」を選んだ人にのみお聞きします。〕

Q1で「自分からはあまりしないが、あいさつされるとする」あるいは「ほとんどしない」を選んだ理由は何ですか。あなたの考えに最も近いものを1つ選んでください。

合計	302	
あいさつをするのが恥ずかしい	21	7.0%
どこの家の子どもなのか分からない	97	32.1%
あいさつをしても返事がない	55	18.2%
子どもとほとんど顔を合わせない	103	34.1%
その他	26	8.6%

■ Q4 素行の良くない青少年を見かけたときの対応

あなたは、例えば「タバコを吸う」「深夜にコンビニでたむろしている」など素行の良くない未成年の青少年を見かけたとき、どのように対処しますか。あてはまるものを1つ選んでください。

合計	824	
声をかけて注意する	44	5.3%
見て見ぬふりをする	232	28.2%
警察に通報する	22	2.7%
学校に連絡する	18	2.2%
対処の仕方がわからない	197	23.9%
放っておく	260	31.6%
その他	51	6.2%

■ Q5 三重県青少年健全育成条例について（深夜外出）

三重県青少年健全育成条例において、保護者以外の第三者が正当な理由なく深夜（午後10時～午前5時）に青少年（6歳以上18歳未満）を連れ出したり、帰宅を妨害したりすると、罰則（10万円以下の罰金）が設けられていることを知っていますか。あてはまるものを1つ選んでください。

※三重県青少年健全育成条例については、次のURLをご参照ください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000855392.pdf>

合計	825	
知っている	70	8.5%
詳しくは知らないが、規制があることは知っている	323	39.2%
知らない	431	52.2%
その他	1	0.1%

■ Q6 三重県青少年健全育成条例を知った媒体（深夜外出）

〔Q6は、Q5で「知っている」あるいは「詳しくは知らないが、規制があることは知っている」を選んだ人にお聞きします。〕

三重県青少年健全育成条例において、青少年の深夜外出を規制していることについて、どのような媒体を通じてお知りになりましたか。あてはまるものを選んでください。（複数回答可）

合計	393	
----	-----	--

テレビ	86	21.9%
ラジオ	22	5.6%
新聞	90	22.9%
雑誌	18	4.6%
パンフレット、リーフレット	37	9.4%
インターネット	33	8.4%
県、市町の広報誌	112	28.5%
県、市町等の行政窓口	14	3.6%
学校	66	16.8%
友人、知人から聞いて	73	18.6%
各種シンポジウム、研修会	10	2.5%
ゲームセンター、カラオケボックス、漫画喫茶、インターネットカフェ等の深夜営業施設	48	12.2%
昨年度のe-モニターアンケート	42	10.7%
その他	19	4.8%

■ Q7 青少年の深夜外出

18歳未満の青少年が深夜に外出することについて、どのように思いますか。あなたの考えに最も近いものを1つ選択してください。

合計	820	
保護者と一緒であれば問題はない	176	21.5%
信頼のおける大人と一緒にあれば構わない	107	13.0%
友人と一緒にあれば構わない	1	0.1%
青少年だけの深夜外出はするべきでない	152	18.5%
信頼のおける大人と一緒にあっても、深夜外出はするべきでない	102	12.4%
保護者と一緒であっても、深夜外出は慎むべきである	246	30.0%
青少年の自主性に任せればよい	25	3.0%
その他	11	1.3%

■ Q8 三重県青少年健全育成条例について（刃物類）

三重県青少年健全育成条例において、県が指定した有害刃物類（通称ダガーナイフ等）を青少年に販売することを禁止し、違反すると罰則（6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金）があることを知っていますか。あてはまるものを1つ選んでください。

合計	825	
-----------	------------	--

知っている	76	9.2%
詳しくは知らないが、規制があることは知っている	252	30.5%
知らない	496	60.1%
その他	1	0.1%

■ Q9 三重県青少年健全育成条例を知った媒体（刃物類）

〔Q9は、Q8で「知っている」あるいは「詳しくは知らないが、規制があることは知っている」を選んだ人へののみお聞きします。〕

三重県青少年健全育成条例において、青少年に対する有害刃物類（通称ダガーナイフ等）の販売等を規制していることについて、どのような媒体を通じてお知りになりましたか。あてはまるものを選んでください。（複数回答可）

合計	328	
テレビ	211	64.3%
ラジオ	33	10.1%
新聞	123	37.5%
雑誌	16	4.9%
パンフレット、リーフレット	19	5.8%
インターネット	25	7.6%
県、市町の広報誌	66	20.1%
県、市町等の行政窓口	10	3.0%
学校	13	4.0%
友人、知人から聞いて	16	4.9%
各種シンポジウム、研修会	6	1.8%
刃物類販売店	3	0.9%
その他	7	2.1%

■ Q10 有害刃物類の販売規制について

有害刃物類（通称ダガーナイフ等）の青少年への販売規制について、どのように思いますか。あなたの考えに最も近いものを1つ選択してください。

合計	816	
青少年による事件・事故が発生する可能性があり、積極的に規制すべきである	436	53.4%
販売の自由は尊重すべきだが、日常生活での必要性がほとんどなく、規制はやむを得ない	235	28.8%

規制よりも、刃物類の安全安心な使い方についての教育の方が必要である	121	14.8%
販売規制は緩やかにするべきである	4	0.5%
その他	20	2.5%

■ Q11 三重県青少年健全育成条例について（インターネット）

三重県青少年健全育成条例において、保護者や学校関係者等には、青少年にインターネット上の有害情報を見せなければならない努力義務が課せられていることを知っていますか。あてはまるものを1つ選んでください。

合計	825	
知っている	135	16.4%
詳しくは知らないが、規制があることは知っている	292	35.4%
知らない	396	48.0%
その他	2	0.2%

■ Q12 三重県青少年健全育成条例を知った媒体（インターネット）

〔Q12は、Q11で「知っている」あるいは「詳しくは知らないが、規制があることは知っている」を選んだ人にのみお聞きします。〕

三重県青少年健全育成条例において、保護者や学校関係者等には、青少年にインターネット上の有害情報を見せなければならない努力義務が課せられていることについて、どのような媒体を通じてお知りになりましたか。あてはまるものを選んでください。（複数回答可）

合計	427	
テレビ	219	51.3%
ラジオ	44	10.3%
新聞	134	31.4%
雑誌	22	5.2%
パンフレット、リーフレット	34	8.0%
インターネット	78	18.3%
県、市町の広報誌	98	23.0%
県、市町等の行政窓口	11	2.6%
学校	45	10.5%
友人、知人から聞いて	35	8.2%
各種シンポジウム、研修会	15	3.5%
携帯電話、パソコン等の販売店、製造会社及びプロバイダ（インターネット接続事業者）	31	7.3%
その他	7	1.6%

■ Q13 インターネットの利用

子どもがパソコンや携帯電話でのインターネット利用により、さまざまなトラブルに巻き込まれるケースが全国的に多発していますが、あなたはどうかお考えですか。あなたの考えに最も近いものを1つ選択してください。

合計	815	
現代社会の必需品であり、子どもも有効な利用方法を学ぶべきである	154	18.9%
フィルタリング（有害情報の選別）など、トラブル防止のために一定の機能制限をしたうえで、子どもの利用は認めるべきである	444	54.5%
子どもにとっての必需品ではなく、安全安心に利用できるようになるまでは、子どもの利用を認めるべきではない	138	16.9%
パソコンはともかく、携帯電話は子どもに持たせるべきではない	55	6.7%
どのように利用するかは、子どもの自主性に任せればよい	11	1.3%
その他	13	1.6%

■ Q14 健全育成・非行防止のあり方の意識

青少年の健全育成・非行防止について、だれが最も尽力すべきとお考えですか。あなたの考えに最も近いものを1つ選択してください。

合計	824	
青少年の保護者	641	77.8%
青少年本人	76	9.2%
学校	12	1.5%
地域の住民	41	5.0%
行政（国や地方自治体）	37	4.5%
その他	17	2.1%